

令和2年 5月29日

関係各位

特別養護老人ホーム御園寮
みその寮ショートステイサービス
施設長 本 永 史 郎

御家族等の面会制限の緩和について

薫風の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大の影響で、ご家族等の面会につきましては本年3月1日より全面的に休止させていただいておりましたが、広島県においては5月15日、全国におきましても5月25日付で緊急事態宣言が解除されたことを受けて、6月5日（金）より面会の制限を緩和させていただきます。長期間にわたり、ご家族の皆様にはご心配とご不自由をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染のリスクがなくなったわけではありませんので、下記のお約束をお守りいただいた上で面会いただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

面会にあたってお守りいただきたいお約束

※新たに追加した赤字の項目にご注意ください。

- ① 面会される方が、当日発熱等の体調不良がある場合は面会しないこと
- ② 過去2週間以内に発熱等の体調不良がある場合も面会を控えること
- ③ 面会される方と同居の家族が発熱等の体調不良がある場合も面会を控えること
- ④ 面会される方は必ず事務所受付で面会票に記入すること
- ⑤ 面会は小人数であること（1回2名以内）
- ⑥ 面会は短時間であること（1回10分以内）
- ⑦ 小学生以下のお子様は面会しないこと
- ⑧ 面会者は入館前に検温し、発熱がないことを確認すること（37.5℃以上は禁止）
- ⑨ 面会者は入館前に石鹸等での手洗いとうがいをを行うこと
- ⑩ 面会時はマスクを着用すること（※マスクは各自ご準備ください）
- ⑪ なるべく居室以外で面会すること
- ⑫ 可能であれば、利用者と密着しないこと
- ⑬ 面会可能な時間に面会すること（9:30～11:00 13:30～16:00）
- ⑭ 面会希望日時を、事前に連絡をいただくこと（※日時を調整させていただく場合があります）
- ⑮ 原則、利用者一人あたり1日1組とすること
- ⑯ 面会後の手洗いをする
- ⑰ 食料品の持ち込は引き続き禁止とすること
- ⑱ オンライン面会は継続